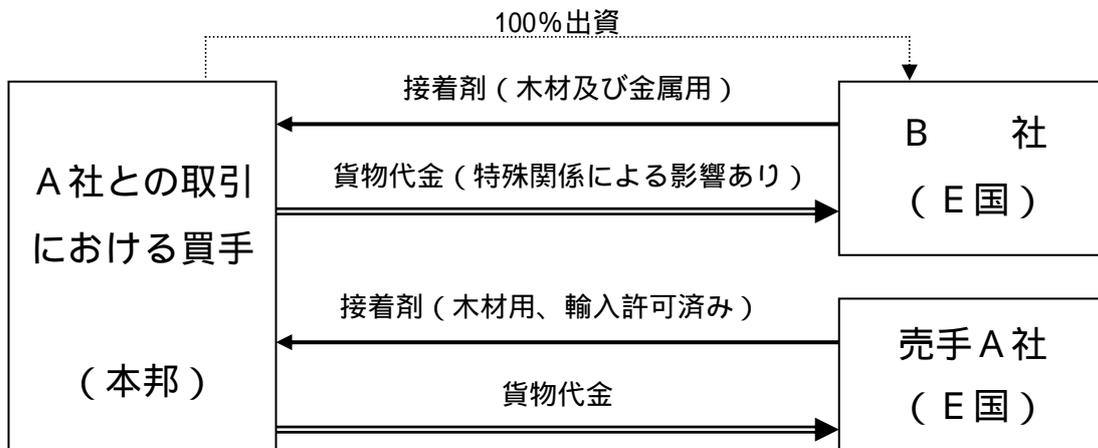


3. 「同種又は類似の貨物」の認定における品質の異なる貨物



【照会要旨】

当社（買手）は、特殊関係にないE国所在のA社から、同社が同国で生産している木材のみに使用可能な品質の接着剤を購入（輸入）しています。

今般、当社は、当社の全額出資子会社であるE国所在のB社から、同社が同国で生産する木材と金属に使用可能な品質の接着剤を購入（輸入）することとなりました。

ただし、当社が子会社B社から購入する接着剤の売買価格は、親子会社間の取引にのみ用いられる特別に設定されたものであり、特殊関係による影響を受けていますので、その課税価格を「輸入貨物の取引価格による方法」により計算することができません。

この場合、当社がB社から購入（輸入）する接着剤の課税価格は、A社から購入（輸入）している木材のみに使用可能な品質の接着剤を「同種又は類似の貨物」として、「同種又は類似の貨物の取引価格による方法」により計算できますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社がB社から購入（輸入）する木材と金属に使用可能な品質の接着剤と、貴社がA社から購入（輸入）している木材のみに使用可能な品質の接着剤は、互いに「同種又は類似の貨物」とは認められませんので、「同種又は類似の貨物の取引価格による方法」を適用して、A社から購入（輸入）している接着剤の取引価格により、B社から購入（輸入）する接着剤の課税価格を計算することはできません。

（理由）

「同種の貨物」とは、形状、品質及び社会的評価を含むすべての点で同一である貨物をいいます。上記の取引において貴社がA社から購入（輸入）している接着剤と、貴社がB社から購入（輸入）する接着剤は、品質が異なりますので、互いに「同種の貨物」と認められません。

また、「類似の貨物」とは、すべての点で同一ではないものの、同様の形状及び材質の貨物であって、同一の機能を有し、商業上の交換が可能である貨物をいいます。

上記の取引において、貴社がA社から購入（輸入）している接着剤は木材のみに使用可能なものであり、木材だけでなく金属にも使用可能なB社から購入（輸入）する接着

剤と同一の機能を有するものとはいえ、商業上の交換が可能ではありませんので、互いに「類似の貨物」とは認められません。

したがって、貴社がB社から購入（輸入）する接着剤の課税価格は、貴社がA社から購入（輸入）している接着剤の取引価格により計算することはできません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第2項第4号、第4条の2第1項

関税定率法施行令第1条の8第3号

関税定率法基本通達4の2-1(1)、(2)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）